

出産育児一時金の医療機関等への支払が早くなります

- 平成22年7月から、直接支払制度による出産育児一時金について、「正常分娩」かつ「磁気媒体（MO、FD、CD-R）」による請求・支払が、**月1回から月2回**になりました。
- これまでは、原則として、妊婦さんが退院された月の翌月10日に請求を受け付けておりましたが、現在は、**退院された当月の25日**にも請求を受け付けています。
- これにより、妊婦さんの退院から支払までの期間が**最大2か月程度から1か月半程度**に、**平均所要日数も1か月強**に短縮されます。

【従来】

請求・支払いのタイミング（例）

退院日	専用請求書提出日	医療機関等への支払日	支払までの期間
8月10日～ 8月24日	9月10日	10月8日	1か月半～2か月程度 (46日～ 60日)
8月25日～ 9月9日			1か月～1か月半程度 (30日～45日)

【平成22年7月より…月2回請求・支払】

退院日	専用請求書提出日	医療機関等への支払日	支払までの期間
8月10日～ 8月24日	8月25日	9月21日～末日頃	1か月～1か月半程度 (33日～ 47日) ※医療機関等への支払いを、9月25日とした場合
8月25日～ 9月9日	9月10日	10月8日	1か月～1か月半程度 (30日～45日)

磁気媒体での請求用のソフトをご利用ください

- 国民健康保険中央会のホームページ（www.kokuho.or.jp）から、磁気媒体で請求用のソフト（268MB）を**無償でダウンロード**できます。



ここをクリック！

